

<基山町小口資金融資制度>

基山町では、町内の中小企業者に必要な資金の融資を促進するため、「中小企業小口資金融資制度」を実施しています。信用保証料を基山町が全額補助！事業者の負担を軽減し、資金調達をサポートします。

融資対象

- 原則として同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者で、次のいずれかに該当する中小企業者
 - ①町内に店舗、工場もしくは事業場を有する会社、組合
 - ②個人で中小規模の事業を営み、町内に住所を有する者
- ただし、次の者を除く
 - ・町税その他納税義務を完全に履行していない者
 - ・金融機関に対する過去の借入実績が著しく不良である者
 - ・佐賀県信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担している者及び求償債務の連帯保証人である者

資金の種類	融資限度額	融資期間	利率
運転資金	600万円以内	5年以内	1.4%
設備資金	800万円以内	5年以内	1.4%
		5年超7年以内	1.5%
運転設備資金		7年越10年以内	1.6%

※いずれも据置期間6月以内

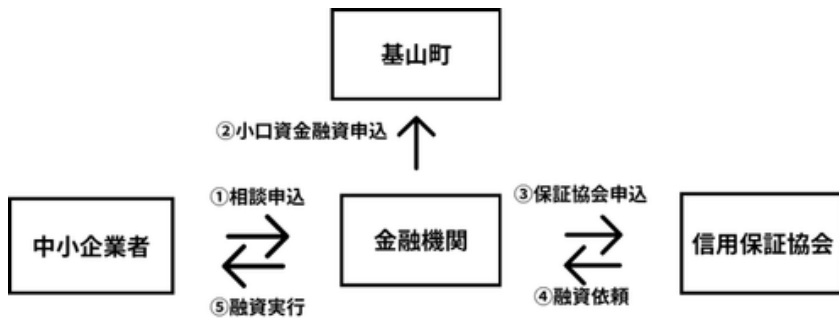
●取扱金融機関

福岡銀行 基山支店
 佐賀銀行 基山支店
 佐賀共栄銀行 基山支店（鳥栖支店内）



詳しい内容は
町ホームページを
ご確認ください

●小口資金融資フロー



<<お問合せ>>基山町 商工観光課 商工係

Tel / 0942-85-7670 Mail / shokokanko@town.kiyama.lg.jp

住所 / 基山町大字宮浦666番地